

特定口座規定 「新旧対比表」

※ 改定箇所のみ抜粋

改 定 前	改 定 後
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社愛知銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項（<u>平成28年1月1日施行の条項。</u>）に規定する上場株式等のうち、投資信託および社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振込国債」といいます。）をいいます。以下同じ。</p> <p>2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、投資信託の収益分配金および振込国債の利子に限ります。以下同じ。）の受領について、<u>同条</u>第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社愛知銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、投資信託および社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振込国債」といいます。）をいいます。以下同じ。</p> <p>2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、投資信託の収益分配金および振込国債の利子に限ります。以下同じ。）の受領について、<u>法第37条の11の6</u>第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p>
<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第2条 お客様が当行に特定口座の開設をお申込みされる際には、あらかじめ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を届け出ていただくとともに、当行所定の特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。）に必要事項を記載の上、署名捺印し、これを当行に提出していただきます。その際、お客様には個人番号カード、住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、および住所を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただく必要があります。</p>	<p>(特定口座の申込方法)</p> <p>第2条 同左</p>

改 定 前	改 定 後
<p>2 お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座または振込国債の振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設いただく必要があります。</p> <p>3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。ただし、未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定に定める課税未成年者口座を構成する特定口座については、1口座に限り、別途開設できる場合があります。</p> <p>4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11第1項に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録される上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。）を提出していただきます。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録される上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。）を提出していただきます。</p>
<p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が<u>施行令第25条の10の7第1項に規定される</u>特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除きます。</p>	<p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 同左</p> <p>2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出する場合を除きます。</p>

改定前	改定後
<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>第9条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等を受入れます。</p> <p>① お客様が特定口座開設届出書を提出後に、当行で募集、買付のお申込みをされて取得、もしくは当行から取得した、国内公募非上場投資信託（以下「投資信託」といいます。）または振込国債で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの</p> <p>② お客様が当行以外の金融商品取引業者等で開設されているお客様の特定口座において管理されている投資信託または振込国債で、当行の定める方法で当行の特定口座に移管されるもの（同一銘柄のうち、一部を移管する場合は除きます。）</p> <p>③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または振込国債で、当該贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった投資信託もしくは振込国債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）に係る法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）であった国内公募非上場株式投資信託、または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託または振込国債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合は除きます。）されるもの</p> <p>④ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの</p>	<p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>第9条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等を受入れます。</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または振込国債で、当該贈与者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった投資信託もしくは振込国債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）に係る法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）であった国内公募非上場株式投資信託、<u>もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」といいます。）に係る法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）であった国内公募非上場株式投資信託</u>または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託または振込国債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合は除きます。）されるもの</p> <p>④ 同左</p>

改定前	改定後
<p>⑤ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または振込国債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの</p> <p>⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または<u>当行に開設する租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する</u>未成年者口座の非課税管理勘定に係る<u>非課税</u>口座内上場株式等であった国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座または当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受入れるもの（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合があります。）</p>	<p>⑤ 同左</p> <p>⑥ お客様が当行に開設する非課税口座に係る<u>非課税口座内上場株式等</u>、または未成年者口座の非課税管理勘定に係る<u>未成年者</u>口座内上場株式等であった国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座または当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受入れるもの（同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合があります。）</p>
<p>（施行期日） この規定は、<u>平成28年8月1日</u>より適用します。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成28年8月</u>改定</p>	<p>（施行期日） この規定は、<u>平成29年1月10日</u>より適用します。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成29年1月</u>改定</p>